

高知県商店街振興組合指導事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧	備考
<p>(趣旨)</p> <p>(補助の条件)</p> <p><u>第 5 条の 2 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと</u></p> <p><u>(2) 補助事業の実施にあたっては、第 6 条第 1 項ただし書各号に規程するいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</u></p> <p><u>(3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。</u></p> <p><u>(4) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。</u></p> <p><u>(5) 補助事業により取得した財産については、原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。</u></p> <p><u>(6) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第 5 条の 2 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。</p>	<p>文言修正</p>

高知県商店街振興組合指導事業費補助金交付要綱新旧対照表

<p>(実績報告)</p> <p>第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第 8 条の規定による廃止の承認を受けたときは、別記第 6 号様式による補助事業実績報告書を補助事業の完了の日から起算して 25 日を経過した日若しくは 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の 4 月 5 日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、第 5 条第 2 項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第 5 条第 2 項ただし書の規定により交付申請した場合は、<u>第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第 6 号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。</u></p> <p>(情報の開示)</p> <p>第 16 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第 8 条の規定による廃止の承認を受けたときは、別記第 7 号様式による補助事業実績報告書を補助事業の完了の日から起算して 25 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の 4 月 5 日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。</p> <p>(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)</p> <p>第 16 条 補助事業者は、補助事業の完了後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第 9 号様式による報告書により速やかに知事に報告しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。</p> <p>(情報の開示)</p> <p>第 17 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成</p>	<p>文言修正</p> <p>追加</p> <p>削除</p> <p>修正</p>
---	--	---

高知県商店街振興組合指導事業費補助金交付要綱新旧対照表

<p>成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。</p> <p>(グリーン購入)</p> <p><u>第17条</u> 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第18条</u> この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成15年6月10日から施行し、平成15年6月1日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、<u>平成28年5月31日限り</u>、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第4号から第6条まで、第11条第3項、第12条第2項、第13条第2項から第3項まで、及び第15条から<u>第16条</u>までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、<u>平成27年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。</p> <p>(グリーン購入)</p> <p><u>第18条</u> 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第19条</u> この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成15年6月10日から施行し、平成15年6月1日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、<u>平成27年5月31日限り</u>、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条から<u>第17条</u>までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>	<p></p> <p>修正</p> <p></p> <p>修正</p> <p></p> <p>修正</p> <p>追加</p>
---	--	---